

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡弟（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「出向元」という。）に雇用された後、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社（以下「出向先」という。）に出向となり、試薬開発業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年頃から希死念慮などの精神症状が現れ、平成〇年〇月〇日から同月〇日まで約〇日間、心療内科に入院したが症状が改善しなかったという。

被災者は、平成〇年〇月〇日、自宅において縊死しているところを発見された。なお、死体検案書によると、「死亡したとき：平成〇年〇月〇日頃、直接死因：縊死、死因の種類：自殺」とされている。

請求人は、被災者が出向先において、嫌がらせやいじめを受けたことにより精神障害を発病し、自殺に至ったものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者は、平成〇年〇月頃から精神科の受診を継続していたが、療養の経過を鑑みると、当該精神障害については、平成〇年〇月までには寛解に至っているものと解することが妥当であり、ICD-10診断ガイドラインに照らすと、同月頃、「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を再燃したものと考えられ、その後は、症状の改善はみられず、自殺に至るまでの間は寛解状態と判断できる時期は認められない旨の意見を述べており、被災者の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

この点について、請求人及び再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。請求人と請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者が平成〇年〇月頃、Dクリニックの医師に対し、「ガスをつけると爆発するのではないか。声が怖い。」などと訴え、その後、急性肝炎や円形脱毛症を発症していることに鑑みれば、同月頃には、「うつ病」又は「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」を発病していたものであると主張している。しかしながら、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「不安感強く、食欲不振、体重減少あり、希死念慮も出現したことから、うつ病疑いと診断し、精神科を紹

介した。」「被災者の申立てからみて、平成〇年夏頃の発病と考えられる。」旨の意見を述べており、平成〇年〇月頃に発病したものとは診断しておらず、一件記録を精査するも、請求人らの主張する発病時期を医学的に裏付けるその他の根拠も確認することはできないことから、当該主張を採用することはできない。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人らは、業務による心理的負荷となった出来事として、①平成〇年〇月頃、被災者が担当していたF研究の一部の詳細が不明である旨回答したところ、他の社員の前でG部長から大声で叱責されたこと、②同月頃、F研究に係るH教授とのトラブルについてI社長に直接相談したことに対し、J常務から1時間以上にわたって大声で叱責され続けたこと、③平成〇年〇月被災者が急性肝炎で入院した後、F研究を進めるためにI社長と相談したことをG部長に報告したところ、同部長は立腹し、同年〇月〇日以降被災者に対してメールを一切送らなくなったこと、④形式的にはF担当業務が与えられていたが、実際には出向となった平成〇年〇月から死亡する平成〇年〇月までの約〇年〇か月もの間、被災者にはほとんど業務が与えられなかったこと、⑤平成〇年〇月以降、被災者は、1人部屋に隔離され、仕事を与えられなくなったことなどを主張している。

ア 認定基準によると、心理的負荷による精神障害の業務起因性が認められるためには、対象疾病の発病前おおむね6か月の間に業務による強い心理的負荷が認められることを認定要件としているところ、上記①から③までの各出来事は、被災者の本件疾病が発病するおおむね〇年〇か月ないし〇年〇か月前の出来事であるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

なお、出来事が繰り返される場合、発病の6か月前よりも前にそれが開始

されているときでも、発病前6か月以内の期間にも継続しているときは、開始からのすべての行為が評価の対象となるところ、K常務は「平成〇年〇月頃以降、被災者がG部長から激しい叱責を受けたり、多数の同僚の前で嘲笑されるなどといった嫌がらせやトラブルについては、記憶する限り、そのような場面を見ていない。」旨述べており、当審査会としても、一件記録を改めて精査したが、被災者が常態として上司から嫌がらせやいじめを受けていたことを裏付ける客観的な資料を確認することはできない。よって、被災者が平成〇年〇月以降継続して、上司から嫌がらせやいじめを受けたり、上司との間にトラブルがあったものと認めることはできず、上記のとおり、上記①から③までの各出来事は、心理的負荷の対象とすることはできないものと判断する。

イ 上記④の出来事について、請求人らは、本件公開審理において、Fを開発するため転職した被災者がこの仕事を事実上やらせてもらえないことは、大変屈辱的であり、精神的な苦痛であった旨述べているが、H教授の申述によると、当初の計画が順調に進んでいなかったことがうかがわれ、本件疾病発病前6か月の期間においても同様の状況にあったものと推認される。もっとも、年収〇円の嘱託社員である被災者が、〇年〇か月もの間、何らの仕事も与えられることなく、名目上の研究担当者として放置されていたとは推認し難い。この点、一件記録を精査するも、出向先が被災者に対して積極的に仕事を与えなかったことを裏付ける申述等を見いだすこともできないものであり、請求人らの主張は、被災者に心理的負荷をもたらす出来事としては認められない。

ウ 上記⑤の出来事について、請求代理人は、「出向先へ出向になって以降、年を追って、隔離された部屋に異動させられた。」、「平成〇年〇月にほとんど人のいないL室へ配属され、平成〇年〇月にはL室で1人にされ、平成〇年にはM室の個室へと配置転換された。」、「個室に隔離される直前、上司から秘密漏えい防止のために他の社員との接触を禁止されたことから、被災者は、他の社員との交流・接触を極力避けるようになり、トイレも個室でバケツにするようになった。」と述べている。

一方、K常務は、「出向後も出向元にも被災者の座席があったが、被災者から出向元でも部屋を分けてほしいという要望があり、個室のような部屋を作

った。先生方と機密の話をする場合があり、大部屋では話しづらかったのではないかと思う。」と述べ、N部長も、「出向後すぐに、被災者から『機密的な仕事をしていて、周りに人がいると電話で話もできないので、別室を設けてほしい。』との申入れがあったので、個室を用意した。」「被災者が1人部屋に孤立させられて、トイレにもいけないような状況ではなかった。」「研究室のレイアウト変更のため、個室を3か所転々としたが、個室を用意できると、被災者から感謝された。」「亡くなる数か月前に、被災者から大部屋に移りたいという申し出があったが、大部屋で席が用意できず、亡くなるまで個室のままであった。」と述べている。

これらの申述からすると、被災者は出向直後から死亡するまでの間、継続して個室において勤務しているところ、個室での勤務は基本的に被災者自身が希望したものであり、上司が被災者を強制的に大部屋から隔離し、無理やり孤立させたものとは言い難いことから、被災者を標的とした嫌がらせやいじめがあったものとは判断できず、また、業務をめぐる方針等において、周囲からも認識されるような客観的な対立が上司との間に生じていたとも認められない。

そうすると、当該出来事が、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷は「弱」とであると判断する。

なお、請求代理人は、ほとんど進んでいない研究を担当している被災者のために、その希望によって、個室が与えられることは考えられないから、個室の供与は隔離すなわち嫌がらせである旨主張しているが、一件記録を精査するも、被災者を孤立させることを目的として強制的に個室に隔離する必要性があったとは認め難く、また、そうした事態を生じさせる背景を推認させる申述等も見いだせないことから、その主張を採用することはできない。

エ 被災者の労働時間については、監督署長及び審査官が認定した本件疾病発病前6か月間における1か月当たりの時間外労働時間をみると、最大でも7時間であることから、被災者が恒常的な長時間労働に従事していたものとは認められない。

オ 以上のとおり、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が1つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による

心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(5) 被災者の業務以外の心理的負荷については、特記すべき事項は認められない。

また、個体側要因については、昭和〇年から昭和〇年まで登校拒否傾向のためにP病院に通院歴があり、さらに、平成〇年〇月には、不安やパニックが生じるとしてQ医院に受診し、以後、複数の医療機関において、精神障害による通院及び入院加療していることが確認できるほか、平成〇年〇月にはアルコール性肝障害のためR病院に入院している。

(6) 請求人らのその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、被災者の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であることから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、また、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。